

水俣の 経験を 未来へ。

～熊本・水俣からのメッセージ～

Message from Minamata, Kumamoto



公害を経験した私たちには 伝えるべき「教訓」があります。

今から半世紀ほど前、日本の片隅で発生した病気が、世界中に大きな衝撃を与えました。「公害の原点」ともいわれる水俣病です。

水俣病が公式確認されたのは、1956年。当時は、病気の原因が判らず、原因不明の奇病と恐れられていました。その原因が、新日本窒素肥料株式会社（現チッソ株式会社）の工場からの排水に含まれるメチル水銀化合物にあることが国により正式に発表され、工場が汚染源となったアセトアルデヒドの生産を中止したのは1968年のこと。水俣病が確認された1956年から数えて、12年の歳月が経過していました。

劇症型の水俣病により壮絶な苦しみの中で命を落した人々、母親の胎内でメチル水銀を吸収し生まれながらに重い障害を持った人々、長い年月を経た現在もお水俣病の症状に苦しみ健康上の不安を訴えられる人々がいいます。また、患者や家族の方々への偏見や差別、患者の方々と地元最大の工場である原因企業を守ろうとする地域住民の方々との軋轢等が、人々の身体だけではなく、心まで深く傷つけました。

汚染された水俣湾は、環境が修復され安全性が確認されるまで長期間漁業が営めない状況に陥り、風評被害等もあって地域産業も沈滞、水俣病は被害地域全体に大きな暗雲となって垂れ込めました。

水俣病の被害が発生したのは、第二次世界大戦後の復興期とその後の高度経済成長期でした。その中で、豊かさや便利さを求め、環境や人命、健康より利益や効率を優先させてしまったのです。こうした姿勢が、人道的にはもちろん、経済的な側面からも全く正しい選択ではなかったことを、私たちは後に証明することとなりました。また、本来地域住民の方々の健康や生命を守るべき立場にある行政が、水俣病の拡大を防げなかった責任が問われました。この失敗は、いま経済発展を目指す世界中のどのような場所でも起こりうることではないでしょうか。

私たちは、水俣病と同じ悲劇を、どの国にも、どの地域にも、決して繰り返して欲しくないと思っています。そして、過酷な経験から学んだ教訓を、一人でも多くの人と分かち合い、これからの時代を拓く道しるべにして欲しいと願っています。それが、公害の恐ろしさや悲惨さなど多くのことを水俣病の教訓として学んだ私たちの役割であり、責任でもあると思うのです。

1990年代に入り、公害の被害地となった水俣・芦北地域の人々は、切り裂かれた地域の絆をもう一度繋ぎ直し、故郷を再生する新たな挑戦を始めました。それは、水俣病の教訓を、自分たちの暮らしや産業に生かし、環境と共生する持続可能な社会をつくる取り組みです。かつての公害の地は、いま、国内外から多くの人々が視察に訪れる「環境モデル都市」へと姿を変えています。

膨大な費用と長い年月をかけて修復された美しい海のように、未来への新たな光を見出した水俣・芦北地域。この地が、過去60年近く、どのような道りを辿ったのか。「二度と同じ過ちを繰り返さない」—私たちが公害の犠牲となった全ての命に誓った言葉と共に、水俣病の歴史と教訓を、いまここに、世界へのメッセージとして伝えます。

熊本県

水俣・芦北の美しい自然は、今も昔も、豊かな命の源です。

水俣市とその北部の芦北町、津奈木町を含む水俣・芦北地域は、日本南西部に位置する九州の熊本県南端にあり、鹿児島県と接しています。三方を山に囲まれ、西に開けた不知火海の向こうには天草の島々を望み、海岸線は美しいリアス式海岸となっています。緑の山々から湧く養分豊富な水が流れ込む海は、昔から「魚が湧く」といわれたほど豊かな漁場でした。

この風光明媚で山海の恵み豊かな地域が、どのように公害の被害地となっていったのか。まずは、近代からの沿革に触れてみます。

水俣・芦北地域は、古くから九州を縦断する街道が通るなど交通の要衝となっていました。1889年、市町村制の実施により、後に水俣市となる人口12,040人の水俣村が誕生しました。明治政府により西洋諸国に負けない近代化を目指す「殖産興業」の政策が進められていたこの頃、水俣港は、九州西岸の物流の集積地として賑わいを見せ始めます。しかし、産業的には、干潟を利用した製塩業があるだけの小さな農漁村に過ぎませんでした。また、その製塩業も1910年に塩の専売化により、消えてしまいました。

このため、この水俣村に近代的な産業を興そうと、1908年、地元有志の働きかけにより誘致されたのが、チッソ株式会社の前身である日本窒素肥料株式会社でした。その後は、この誘致企業の隆盛とともに発展の一途を辿ります。大正時代(1912～1926年)には水俣町となり鉄道が開通するなど社会基盤の整備が進み、昭和時代(1926～1989年)に入ると企業は更に生産を拡大、敗戦により一時衰退したものの



チッソは速やかに生産を再開し、第二次世界大戦後の1949年に水俣町は水俣市となり、1950年代半ば頃には人口5万人を超える熊本県下でも有数の近代工業都市となっていました。

その背景には、日本中が近代化や戦後の復興、高度経済成長の波に乗り、人々の生活の中にプラスチックを使った製品が溢れ始めたという時代の流れがあります。当時プラスチックの可塑剤の原料であるアセトアルデヒドを大量に生産していたチッソは、国の経済発展を支える重要な企業の一つとなっていたのです。

産業の発展に伴い水俣・芦北地域は活況を呈しますが、奇しくも1956年水俣病公式確認の年をピークに水俣市の人口は減少へ転じ、隆盛の時代から長い衰退の時代へと向かいます。

現在は、水俣病を起こしたチッソも技術開発に努め、液晶生産において世界的な企業となり、また、国の金融支援措置などにより経営状況に改善が見られるようになりました。また、水俣病の教訓を生かし資源循環型社会の構築を目指して誘致したリサイクル企業や、環境にやさしい農業、官民協働で行う環境教育・環境保全活動など、地域社会が一体となった取り組みが水俣市を中心に進んでいます。

美しい海と山、温泉、新鮮な魚介類、温暖な気候を生かした特産の果物や野菜…。住む人にとっても、訪れる人にとっても、心安らぐ風景を取り戻した水俣・芦北地域。公害に苦しんだこの地は、いま、環境と命を大切にしながら、自然と共に生きる独自のライフスタイルと産業を生み出しています。



水俣病とは

水俣病は、熊本県水俣市で1956年に初めて発生が公式に確認されました。水俣市にあるチッソ水俣工場から排出されたメチル水銀化合物が近海の魚介類に蓄積され、それらを人が日常的にかつ、多量に食べたことによって起こった中毒性の神経系疾患です。水俣で発生した環境汚染と健康被害は、世界でも未曾有といわれるほど甚大なもので、汚染された海が再生された今日も、水俣病患者の方々の苦しみは消えていません。

1965年には、新潟県加瀬町(現阿賀町)の昭和電工株式会社の工場から排出されたメチル水銀化合物により、同じ健康被害が発生しました。日本ではこの二つを水俣病としています。

水俣病は、患者本人が汚染された魚介類を食べたことにより発病する後天性水俣病(この中には幼い頃に被害を受けた小児性水俣病も含まれます)と、妊娠中の母親がそれらを食べたことにより胎盤を通じて胎児がメチル水銀中毒になった胎児性水俣病があります。

水俣病は多くの犠牲者を出した公害病ですが、環境汚染に起因するものであり、空気や食物等を通じて感染する伝染病ではなく、遺伝性もありません。また、地域特有の風土病でもありません。

● 水俣病の主な症状

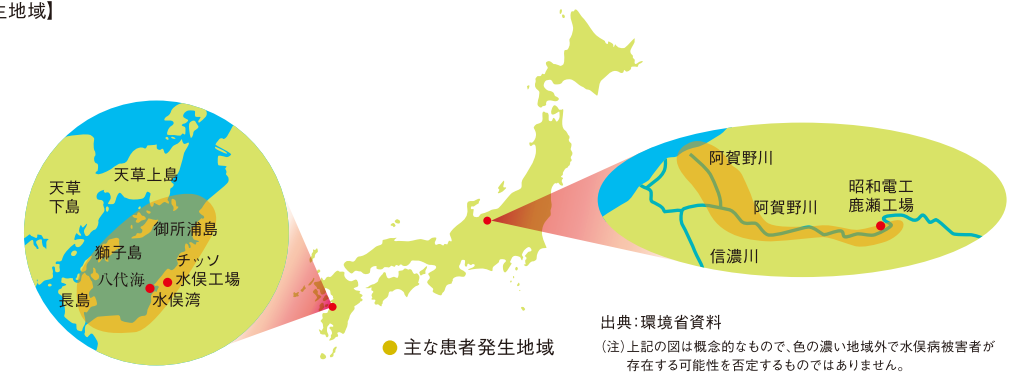
水俣病は、体内に取り込まれたメチル水銀が脳や神経に障害を与えることにより引き起こされたものです。

主要な症状としては、手足のしびれ、痛みや温度を感じにくいなどの感覚障害、転びやすい・歩きにくいなど日常的動作が不自由な運動失調、目が見える範囲が狭くなる求心性視野狭窄、音や人の言葉が聞き取りにくい聴覚障害、身体の均衡を保つ動きに障害がおきる平衡機能障害、言葉がもつれる・はっきりしないなどの言語障害、手足が震える振戦、眼球がなめらかに動かない眼球運動障害等があげられます。

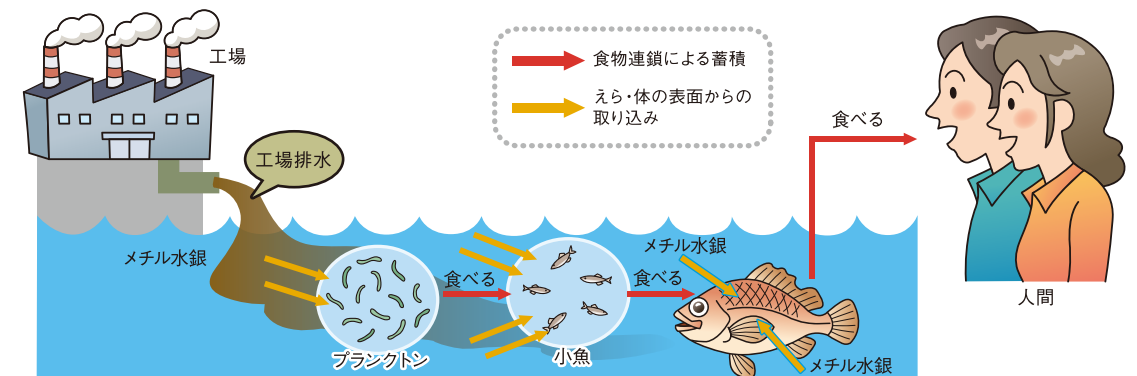
これらの症状は水俣病のみによって起こるものではなく、他の病気と区別が付きにくいいため、水俣病と診断するためには症状だけではなく、メチル水銀の摂取状況を考慮することが必要となります。

水俣病の発生が確認された当初には、主要症状が揃った患者が多く、中にはけいれんを起こしたり意識不明になって死亡するなど劇症型の患者が多くみられました。その後、主要症状の揃わない軽症の患者もみられるようになりました。

【水俣病患者発生地域】



【食物連鎖図】



発生

発生と原因究明

水俣病の発生と拡大

水俣病は、1956年水俣市に住む少女が原因不明の重い脳症状を訴えて新日本窒素肥料株式会社水俣工場附属病院(以下「チッソ附属病院」という)に入院し、同院の細川院長が県水俣保健所に報告したことから始まりました。これが「水俣病公式確認」です。

公式確認後、水俣では、県保健所・水俣市・市医師会・市立病院・チッソ附属病院による水俣市奇病対策委員会が設置され、熊本県は熊本大学に原因究明を依頼、厚生省(現、厚生労働省)は食品衛生調査会水俣食中毒特別部会を結成するなど水俣病の原因究明が始まりました。

翌1956年11月には、熊本大学医学部水俣病研究班が、ある種の重金属による中毒症である可能性が高く、現地の魚介類が関係しているのではないかと思われることを報告しました。この時点では中毒物質が何かは特定されておらず、ある種の重金属であろうと推測されていました。

遅れた原因究明

1957年8月、熊本県としては厚生省に対し食品衛生法に基づく漁獲禁止について照会をしましたが、翌月厚生省から「水俣湾内の魚介類全てが有毒化している根拠が認められないので、食品衛生法を適用することはできない」と回答がありました。

また熊本県は、水俣市漁業協同組合に対し、水俣湾内での漁獲自粛を求める行政指導を行いました。

1958年9月、チッソは水俣湾に排出していたアセトアルデヒド製造工程の排水を、一旦チッソ敷地内(「八幡プール」)に溜めて上澄みを水俣川河口に流すよう変更しました。その後、翌年3月以降、水俣川河口付近の地域で新たな患者が確認され、チッソは、通商産業省(現、経済産業省)の指示により水俣川河口への排水を停止しました。

1959年7月に、熊本大学医学部水俣病研究班は、「水俣病は現地の魚介類を摂取することによって惹起される神経系疾患であり、魚介類を汚染している毒物としては水銀が極めて注目されるに至った。」と報告しますが、科学者の中には異論を唱える者もありました。その後、厚生省食品衛生調査会も、厚生大臣へ「水俣病の主因をなすものはある種の有機水銀化合物である。」との答申を行いました。

チッソ工場の排水

熊本大学による有機水銀説の発表後、漁民はチッソに対して工場排水の浄化設備の完備やその間の操業停止を要求しました。

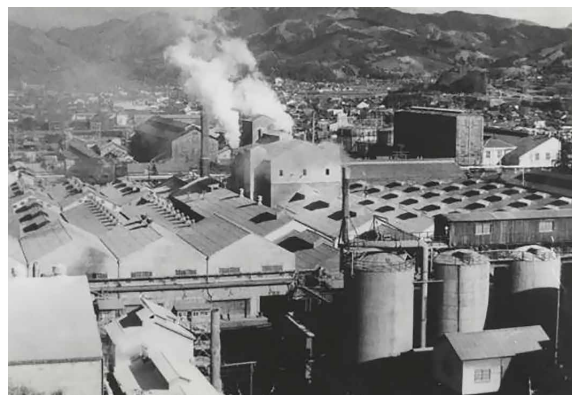
工場排水の浄化については、通商産業省の指導もあり、チッソは1959年12月に凝集沈殿処理装置を完成させ運転を開始しました。しかし、実際にはこの装置のメチル水銀化合物の除去効果は完全ではありませんでした。

その後1966年6月には、排水を完全循環方式に改良し、メチル水銀を含む排水は原則として排出されなくなり、1968年5月にアセトアルデヒド生産停止に伴い、メチル水銀の排出はなくなりました。

新潟水俣病の発生から政府統一見解へ

1965年新潟大学の椿教授らは、新潟で有機水銀中毒と疑われる患者が発生したことを新潟県に報告しました。新潟県は、阿賀野川流域の住民を対象に健康調査を行い、原因は昭和電工の排水である旨の報告を厚生省に提出しました。

このような中、1968年9月、政府は「水俣病は、メチル水銀化合物による中毒性の中樞神経系疾患であり、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド製造工程で副生されたメチル水銀化合物が工場排水とともに排出され、環境を汚染し、魚介類にメチル水銀化合物が濃縮蓄積され、これらの魚介類を地域住民が多食することにより生じたものである。」との公式見解を発表し、水俣病は公害病と認定されました。水俣病が確認された1956年からこの発表までに12年の年月が経過していました。



チッソ水俣工場 1960年頃撮影 (水俣市立水俣病資料館提供)

水俣病被害の拡大が問いかけるもの

水俣病の拡大を防げなかった背景には、高度経済成長のもと環境や生命よりも利益や効率を優先させる姿勢があったと考えられます。

このような時代的・社会的制約を踏まえてもなお、水俣病は、初期対応の重要性や科学的不確実性のある問題にどう予防的な取り組みをするかなど、現在に通じる課題を私たちに投げかけています。

被害状況

・健康被害

水俣病は、水俣湾及びその周辺地域と新潟県阿賀野川流域で発生し、多くの人々が、命を落したり様々な症状に苦しみ続けるという重大な健康被害を生みました。2014年12月31日現在で「公害健康被害の補償等に関する法律」(P8参照)に基づき水俣病と認められた患者の数は、2,979人となっています。また、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(P10参照)に基づく救済対象者数は、2014年8月29日公表時点で55,081人となっています。

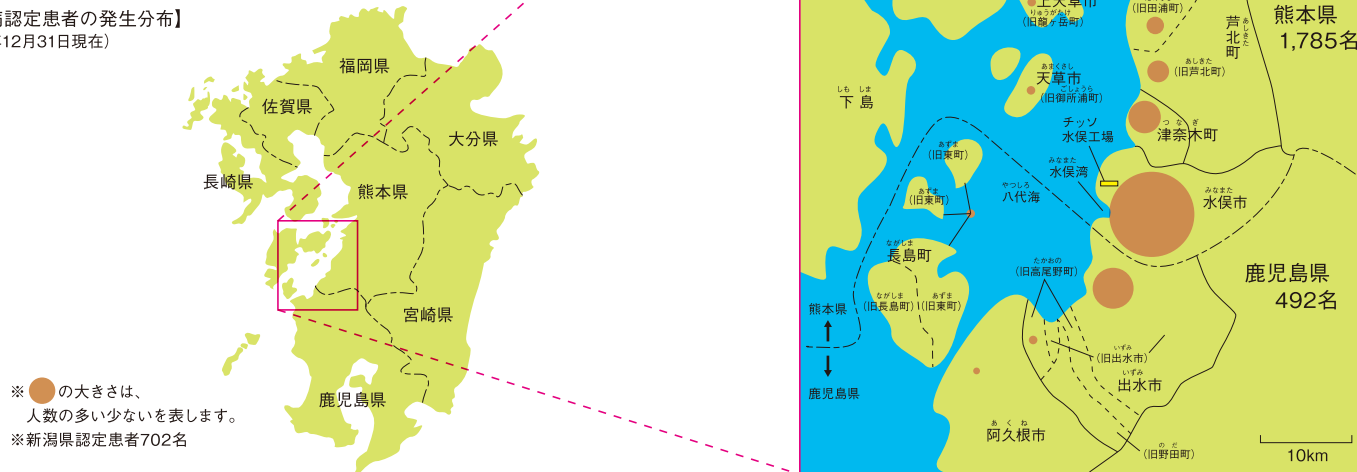
・環境汚染

チッソ水俣工場から長年にわたってメチル水銀化合物を含む排水が流されたことにより、水俣湾には水銀を含む大量のヘドロが海底に積み重なり深刻な環境汚染が起きました。水俣病の公式確認からチッソが原因となったアセトアルデヒドの製造を停止するまでの12年間だけでも、排出されたメチル水銀化合物を含む水銀の量は約70~150tにも上ると推計され、海底に積もったヘドロの厚さは4mに達するところもありました。

・人権問題

水俣病は当初原因が不明で伝染病ではないかとの誤解があったことなどから、患者や患者の家族が、地域から疎外され、結婚・就職等の機会を奪われるといった差別が発生しました。また、チッソの影響を強く受けていた水俣市では、患者を疎ましく思う住民があり、患者との間に心理的な分断が生まれました。さらに、水俣市外でも伝染病や風土病と誤解され水俣市民が差別や偏見を受けるなど様々な人権問題が発生しました。

【水俣病認定患者の発生分布】 (2014年12月31日現在)



・経済的な被害額

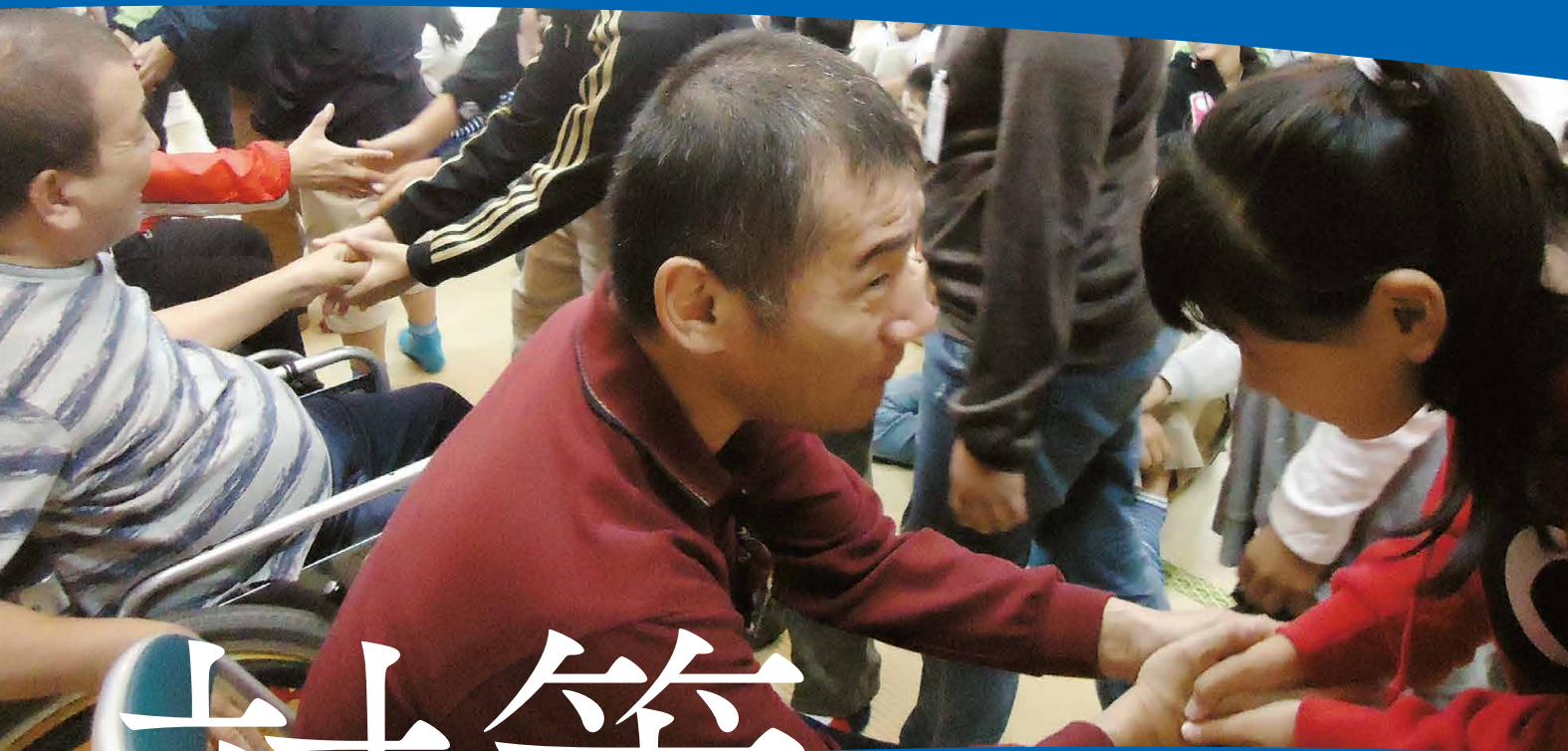
水俣病は、環境汚染による公害が健康被害や生活環境の破壊といった重大な被害を生み、さらに、その回復が容易ではないという事実を私たちに見せつけました。また、環境への配慮を欠いた経済優先の活動は、未然に公害防止を行った場合の費用と比べて、決して経済的な選択ではなかったことを証明しています。

下記は1991年に行われた水俣湾周辺地域の水俣病の損害額と汚染防止対策費用を比較した研究結果です。仮に今、再計算すれば、被害額はさらに大きくなることでしょう。

【水俣湾周辺地域の水俣病での損害額と汚染防止対策費用の比較】

対策費用 (チッソにおける公害防止投資額の1年あたりの平均額)	年間1億2,300万円
被害額 (以下の合計)	年間126億3,100万円
健康被害 (補償協定に基づき、患者に支払われた補償給付額の1年あたりの額)	年間76億7,100万円
環境汚染被害 (水俣湾浚渫事業の平均的な1年あたりの支出額)	年間42億7,100万円
漁業被害 (漁業補償を元利均等償還した場合の1年あたりの償還額)	年間6億8,900万円

出典：地球環境経済研究会編著：日本の公害経験、平成3(1991)年



社会福祉法人さかえの杜(ほっとはうす)提供

対策

健康被害に関する対策(公健法による認定)

健康被害

水俣病による健康被害については、4通りの対策が行われてきました。第一は、法により水俣病に認定された患者への補償(後述)。第二は、裁判による損害賠償。第三は、1995年の政治解決(P9参照)による補償(申請受付は終了しています)。そして、第四は、2004年の最高裁判決後を踏まえ2009年に制定された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく2010年の閣議決定を受けた救済措置(P10参照)です(申請受付は終了しています)。

法による認定制度とチッソとの補償協定

・法による水俣病患者の補償

1969年12月、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が施行されました。この法律は大気汚染による公害疾患等も対象とするものであり、水俣病においては、関係県知事及び市長が認定した患者に対して医療費等が支給されることとなりました。その認定方法は、本人の申請によりメチル水銀に汚染された魚介類を多食した時期やその入手方法等を聴き取る疫学調査と医学的検診を行い、認定審査会の意見を聴いて水俣病に罹患しているかどうかを判断するものです。

なお、この法律は1973年10月に成立した「公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)」に引き継がれて、新たに障害補償等の補償費を支給する制度となりました。

・チッソとの補償協定による認定患者への補償

水俣病患者の補償に関しては、1959年にチッソと水俣病患者家庭互助会の間で、死者30万円、生存者年金(成人10万円、未成年者3万円)、葬祭料2万円等といった見舞金契約が結ばれました。この契約の中には、「将来水俣病がチッソの工場排水に起因することが決定した場合においても新たな賠償金の要求は一切行わないものとする。」という内容が含まれていました。これについては、後の裁判で、公序良俗に反するとして無効とされました。

政府公式見解の翌1969年、患者・家族28世帯112人が、チッソを相手とって慰謝料(最終総額15億8,800万円余)の請求を熊本地裁に提訴しました。1973年、同地裁は「チッソ水俣工場は、化学工場として要請される注意義務を怠った。」とチッソの企業責任を厳しく指摘し、患者原告の死亡者に1800万円、生存者に1,800~1,600万円、総額9億3,730万円余の損害賠償の支払を言い渡し、確定しました(水俣病第1次訴訟)。

この後、原告たち(全員水俣病認定患者)は、既にチッソと自主交渉を行っていた認定患者団体とともにチッソと補償交渉を行い、1973年チッソと患者団体の間で補償協定が締結されました。

この協定により、水俣病患者に慰謝料(1,600・1,700・1,800万円の3ランクの一時金)や医療費、年金等が支払われること、協定締結後に認定を受けた水俣病患者のうち希望者に補償協定を適用することなど

が定められました。

水俣病と認定された方は、公健法による補償の代わりにこの補償協定を選択することが通例になっています。

・水俣病の認定基準

水俣病かどうかを公平に判断するためには認定の基準がある程度明確になっている必要があります。1970年代の後半には、それ以前のような主要症状がそろわない不全型や軽症型が増えてきたことから判断が難しくなってきました。そのため、環境庁(当時)は1977年(昭和52年)に「後天性水俣病の判断条件」(いわゆる「52年判断条件」)を示しました。この「52年判断条件」をめぐっては、その後裁判等の場で様々な意見が提起されましたが、2013年4月の最高裁判決は、「52年判断条件」で示されている症候の組み合わせによる判断は一定の合理性を有しているが、症候の組み合わせが認められない場合にも総合的に検討、判断することが重要であると指摘しました。この判決を受け、環境省は2014年3月に最高裁判決が指摘した総合的検討のあり方を整理した通知を発出しました。

・認定業務の促進

1970年代に入り、水俣病の認定を求める申請が急増したため、認定業務の遅れが問題となりました。熊本県は認定検診体制の強化等に努めましたが、業務の停滞は解消されませんでした。そのため、1979年に「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」が施行され、県だけでなく国においても認定審査業務を行うことになりました。法律上、1996年9月30日までの申請に限るとされ、国での審査は2002年をもって停止していましたが、その後法改正が行われ、当分の間、国において認定審査業務を行うことができるようになり、2014年7月、12年ぶりに国による審査が再開しました。

健康被害に関する対策(その他の対策等)

水俣病をめぐる訴訟

水俣病1次訴訟のあとも、1973年、水俣病認定を棄却された34人と患者10人及び家族141人が、チッソに対し、本人一律2,200万円、総額16億8,400万円の損害賠償請求を提訴し、1985年、福岡高裁は、本人原告5人(その他の本人原告は訴訟中に公健法の認定を受け、訴訟を取り下げた。)中4人について被害を認め、本人1人600~1,000万円、総額3,200万円の支払いを命じる判決を言い渡し、確定しました。

1980年には、水俣病未認定の69人と家族計85人が、国・熊本県の水俣病発生・拡大を防ぐ義務等を怠った国家賠償責任とチッソの加害責任を追及して、本人1人1,800~2,800万円、総額13億7,700万円余の損害賠償請求を提訴しました。

その後も、1982年から1988年にかけて大阪、東京、京都、福岡の各地裁で次々と国家賠償等請求訴訟が提起され、2,000人を超える原告が訴訟で争うようになりました。



チッソ正門前での抗議集会
出典:「水俣病—その歴史と教訓—2007」水俣市

1995年の政治解決

・政治解決の経緯

公健法に基づく認定申請は後を絶たず、チッソとの自主交渉によって救済を求める人々も1988年から1989年にかけてチッソ水俣工場正門前で長期の座り込みを行うなど交渉も長期化し、水俣病は大きな社会問題となっていました。また、水俣病と認定されるには至らなくても水俣病発生地域において様々な程度でメチル水銀のばく露を受け健康上の問題を抱えた人々への行政施策も求められるようになりました。

この状況を踏まえ、1992年から、水俣病にも見られる四肢末梢優位の感覚障害(両手両足の先にいく程、触覚と痛覚がともに鈍くなること)を持つと認められる対象者に療養手帳を交付し、医療費の自己負担分、療養手当等の支給や、住民健康診査等を行う水俣病総合対策事業が始まりました。

このような中、事態の收拾を図り関係者の和解をすすめるため、1995年9月、当時の与党三党(自由民主党、日本社会党、新党さきがけ)により、国や関係県の意見も踏まえ、最終的かつ全面的な解決に向けた解決策が取りまとめられました。この解決策が、同年12月までに当時の被害者団体と原因企業(チッソ)双方に受け入れられ、当事者間で解決のための合意が成立しました。

・1995年政治解決の概要

この解決策の概要は、各当事者が下記の内容に基づき、水俣病に関するさまざまな紛争について早期に、最終的かつ全面的な解決を図るというものでした。

- ① 企業は、水俣病に見られる四肢末梢優位の感覚障害を有するなど一定の要件を満たす方に対して一時金(260万円)及び当時の被害者団体に対して加算金(チッソは5団体に対して計49億4千万円)を支払うこと
 - ② 国及び県は、遺憾の意など何らかの責任ある態度を表明し、①の方に医療手帳を交付し、医療費、療養手当等を支給すること
 - ③ 救済を受ける方は、訴訟等の紛争を終結させること
- なお、医療手帳の対象とならなかった方であっても、一定の神経症状を有する方に対して、国及び県は保健手帳を交付し、上限を設けた医療費等を支給することとしました。

・1995年の政治解決の実施

当事者間の合意を踏まえ、国及び関係県は、1995年12月に閣議了解された「水俣病対策について」に基づき以下の施策を実施しました。

- ① 総合対策医療事業の受付申請を1996年1月に再開し、同年7月まで受付。医療手帳該当者(一時金の受取、療養手当及び医療費等の支給)11,152人、保健手帳該当者(医療費等の支給)1,222人
 - ② チッソが支払う一時金及び加算金を、熊本県が設立する基金から貸し付ける支援措置(熊本県の基金への出資金については、85%を国庫補助金、15%を県債発行により措置。国庫補助金分約270億円については、2000年閣議了解においてチッソの返済を免除し、国への返還を不要とした)
- 上記の施策実施により、11件の損害賠償請求訴訟のうち関西訴訟を除く10件が同年に取り下げられました。

水俣病関西訴訟最高裁判決とその後の水俣病対策

政治解決に応じずに続けられた水俣病関西訴訟は、かつて熊本・鹿児島県の不知火海沿岸で暮らしていた関西在住の人々が、チッソ・国・熊本県に損害賠償を求めた訴訟です。2004年10月に最高裁判決が言い渡され、原告37人に450万~850万円の損害賠償が認めらるとともに、1960年1月以降、水俣病の拡大を防止しなかったとして、国及び熊本県の国家賠償責任も認められました。

この最高裁判決以降、水俣病認定申請者は再び増加し、またチッソや国・熊本県に対し新たな訴訟が相次いで提起されました。

水俣病公式確認から50年を迎えるにあたり2005年には、前年の最高裁判決や1995年の政治解決と熊本県の提案を踏まえ、医療対策の一層の充実や水俣病発生地域の再生・融和の促進等が国の方針として発表されました。

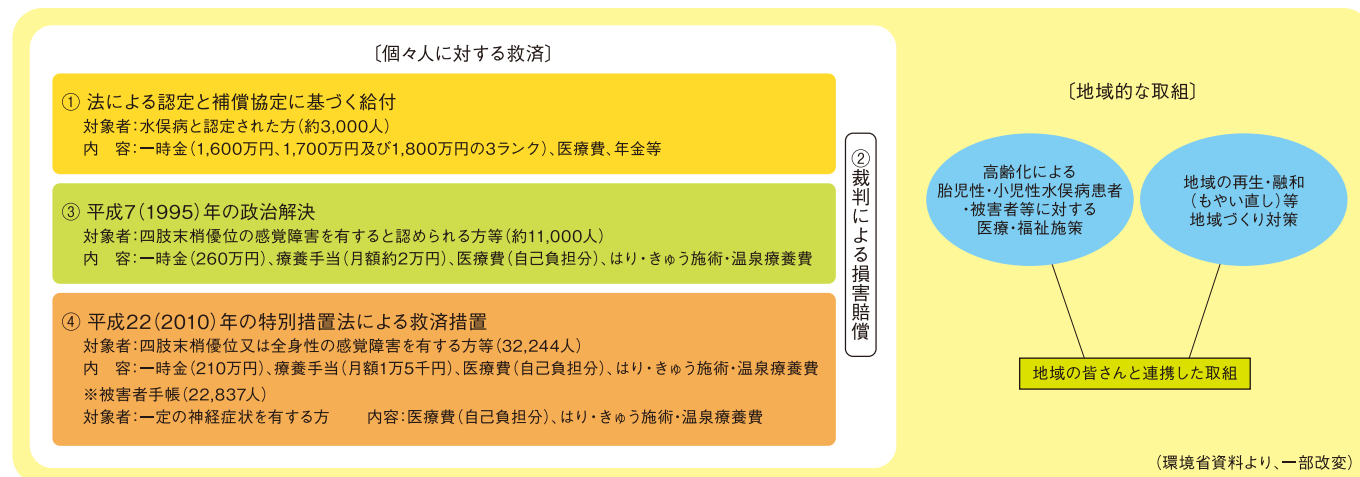
2006年には、自民・公明党による「与党水俣病問題に関するプロジェクトチーム」が設置され、「新たな水俣病被害者の救済策についての基本的考え方」が示されました。

また、2009年には新たに「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(以下、「特措法」という。)が公布・施行され、翌2010年この法律に基づく救済措置が閣議決定されました。その内容は、①チッソ等は、一定の要件を満たす方へ一時金(210万円)及び団体へ加算金(3団体31億5千万円)を支給すること ②国・県は、①の方に療養費及び療養手当を支給すること ③一時金支給の対象となる程度の感覚障害を有しないまでも、一定の感覚障害を有する方で水俣病にも見られるしびれやふるえなどの症状のいずれかを有する方にも水俣病被害者手帳を交付し、療養費等を支給することというものでした。

なお、特措法による救済措置と並行して、チッソ・国・熊本県を相手とするノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟についても和解が図られ、一人210万円の一時金が支払われるとともに、団体への加算金(34億5千万円)が支払われました。これらの対応は、水俣病と認定されるには至らなくても救済を必要とする人々を水俣病被害者として救済することで、水俣病問題の最終解決を目指すものでした。

特措法に基づき、2010年5月から2012年7月まで、救済申請の受付が熊本県、鹿児島県及び新潟県で行われました。その結果、一時金等の申請者64,730人(内熊本県42,757人)に対し、①32,244人(内熊本県19,306人)の方が一時金支給対象者となりました。また①と併せ6,013人(内熊本県3,510人)の方が療養費の支給を受けることになりました。併せて保健手帳から水俣病被害者手帳に切り替え、医療費の支給のみを受けられることになった方が16,824人(内熊本県14,797人)となりました(平成26年8月29日公表時点、新潟県の暫定的な数値を含む)。

【水俣病被害救済の概要】



環境汚染に関する対策

工場排水の規制

1932年からチッソ水俣工場はアセトアルデヒド製造からの排水を水俣湾(一時水俣川河口)へ排出していました。1968年5月、アセトアルデヒドの生産を停止したことにより水俣病の発生源はなくなりました。



現在(2014年)の百間排水口
ここから水俣湾へ工場排水が排出されました。
(水俣市立水俣病資料館提供)

1969年2月、経済企画庁は、水俣海域を(旧)水質保全法の指定水域と定め、(旧)工場排水規制法によるメチル水銀の規制を開始しました。また、1970年には新たに水質汚濁防止法が制定され、水銀等の有害物質について全国的に排水規制が行われるようになりました。

魚介類対策

水俣病の原因追究の中で、水俣湾産の魚介類の摂取が水俣病を引き起こしているらしいことが1956年末頃から分かり始めました。このため、熊本県は、水俣湾で獲れた魚介類の摂取を自粛するよう指導するとともに、水俣市漁協に対して水俣湾内での漁獲の自粛を指導しました。

メチル水銀化合物の排出停止後も、水俣湾内には国が定める水銀の暫定的規制値を超える魚介類(含まれる総水銀の平均が0.4ppmかつメチル水銀の平均が0.3ppmを超えるもの)が一部生息していました。このことや風評被害等を考慮し、1974年、熊本県は、水俣湾内に汚染魚を封じ込める仕切網を設置し、環境復元事業(P12参照)や魚介類対策を行いました。

1989年に熊本県が学識経験者・県議会議員・関係住民代表等で「熊本県魚介類対策委員会」を結成し、水俣湾の仕切網内に生息する180種の魚介類を調査した結果、国の水銀の暫定的規制値を超える16魚種が見つかりました。このため、仕切網を当分残し、水俣湾内の魚介類の流通防止を図りました。

また、1990年4月から1997年10月(仕切網撤去の翌日)まで、チッソが水俣市漁協組合員が採捕した魚介類を買い上げていました。

環境復元事業終了後の1997年、3年連続して調査を行った全ての魚種で暫定的規制値を下回ったことが確認されたため、熊本県は仕切網を撤去しました。

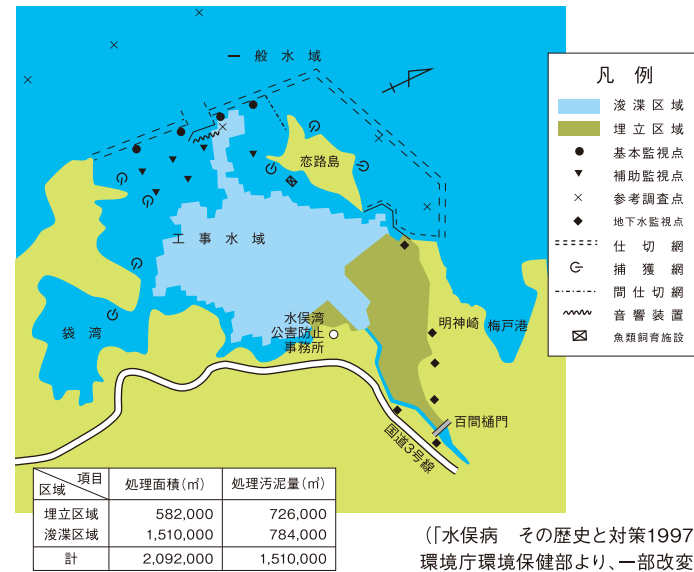
行政による漁業補償等

熊本県では、漁獲不振により収入が減少した世帯に、世帯更生資金制度による融資や就職の斡旋等を行いました。

1958年には、国と熊本県により、汚染が考えられない海域での浅海増殖事業(コンクリートブロック魚礁の設置、わかめ増殖のための投石事業)や漁礁及び築礁施設の設置等を実施しました。1959年には、熊本県による近海漁業及び真珠母貝養殖の指導奨励・補助、1960年には、国と熊本県で水俣市漁協に対して漁業転換用の漁船購入費の補助等が行われました。さらに熊本県は、1973年から水俣市漁協組合員に対する生活資金の融資を行い、水俣市は、これら融資金の利子補給等を行いました。

その後、熊本県は、1975年4月から環境復元事業が終了する1990年3月まで、操業を禁止した水俣市漁協に対し、漁業補償(総額33億1,500万円)を行いました。

【水俣湾浚渫】



環境復元事業中の状況

環境復元事業

チッソが水銀の排出を停止した後も、水俣湾には水銀を含む汚泥が残存していました。

この対策として、熊本県では、1977年より環境庁の基準から算出した暫定除去基準(総水銀25ppm)以上の水銀を含有する汚染底質を除去する環境復元事業(水俣湾公害防止事業)を行いました。

この事業では、水銀値の高い湾奥部58万㎡を鋼矢板で仕切り、ここに比較的水銀値の低い区域約151万㎡に堆積している約78万㎡の汚泥を浚渫して埋立て、その上をシートとシラスで表面処理した後、山土で覆って汚泥を封じ込めました。

工事期間中は、学識経験者や地元代表等で構成された事業監視委員会を公開で行い、工事内容や監視結果を毎日公表して市民の理解を得ながら工事が進められました。

13年と約485億円(チッソが305億円、残りを国及び熊本県が折半)をかけた事業は、1990年に完了し、安全な環境が復元されました。

この事業によってできた埋立地は、現在、環境と健康をテーマにした公園(「エコパーク水俣」)となっています。

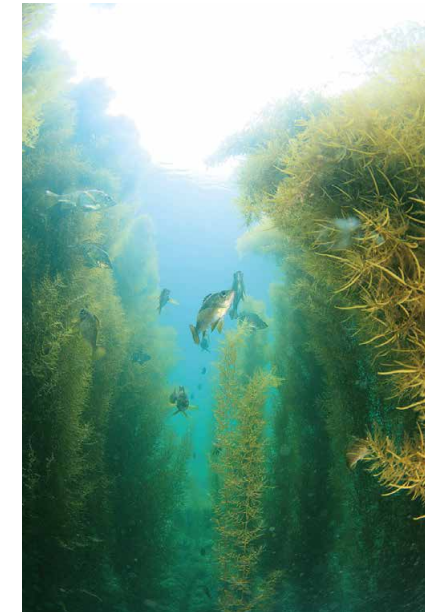


水俣湾埋立地
(水俣市立水俣病資料館提供)

汚染状況の推移

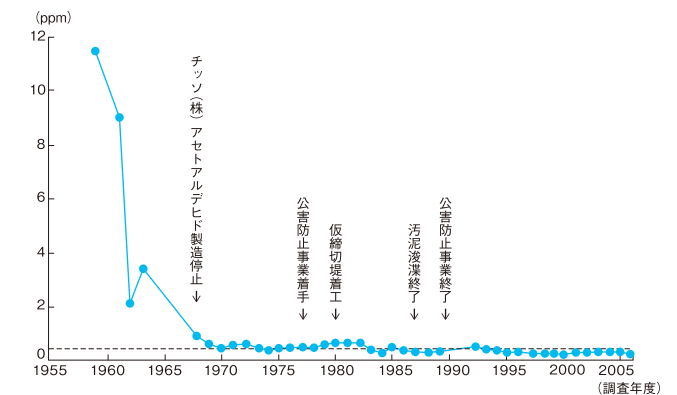
水俣湾周辺地域で行った環境汚染調査の結果から、遅くとも1969年以降は水俣病が発生する可能性のあるレベルの持続的メチル水銀汚染はなくなっていたと考えられます。

2013年に熊本県が行った水銀に係る調査結果によると、水質は環境基準値(総水銀は0.0005mg/l以下、アルキル水銀は不検出であること)を達成しています。また、底質に関しては暫定除去基準値を、魚類に関しても暫定的規制値を下回っており、周辺海域と変わらない環境が保たれています。



蘇った水俣湾 撮影:尾崎たまき

【水俣湾の魚介類の総水銀値の推移】



(注) 1.水銀値は、各年度に調査した全ての魚種の平均値
2.調査結果は、1959～1963年度は熊本調査、1968～1972年度は県委託(熊本)調査、1973～1988年度は公害防止事業に伴う監視調査(10魚種調査)、1989年度は魚介類対策に伴う追跡調査(1992年度以降は2～7魚種調査)
3.グラフの破線は、国が定めた魚介類の水銀の暫定的規制値(総水銀:0.4ppm)
(「水俣湾 環境復元事業の概要」熊本県より、一部改変)

医療・福祉に関する対策

医療対策

・水俣病の治療

水俣病の治療法として、メチル水銀を体内に摂取した早い時期にはそれを薬剤によって排泄させることは可能ですが、根本的な治療法は見出されておらず、一時的な痛み止め(対症療法)やリハビリ(機能回復訓練療法)が主な治療法となっています。

・水俣病認定申請者治療研究事業

国及び熊本県と鹿児島県は、一定の要件を満たす水俣病認定申請者の療養費を負担する事業を、1974年から実施しています。対象者には、研究治療費、はり・きゅう施術療養費等が支給されます。

・水俣病総合対策医療事業

国及び熊本県と鹿児島県は、水俣病発生地域において、水俣病とは認定されないものの、水俣病にも見られる四肢末梢優位の感覚障害を有する人や、それ以外の一定の神経症状を有する人に対し、医療の機会を確保し、健康上の問題の軽減を図るため、1992年から医療手帳や水俣病患者手帳を交付し、療養費、はり・きゅう施術費等を支給しています。

福祉対策

1972年に、水俣病患者が治療を受けながら療養生活ができる水俣市立明水園が開園しました。また、熊本県、鹿児島県は、1974年に施行された公健法に基づき、水俣病による健康被害の悪化を防止するため、水俣病認定患者に対し家庭での療養指導や特殊寝台、車いすの貸与を行っています。

【水俣病総合対策医療事業の給付内容】

医療手帳対象者		水俣病患者手帳対象者	
療 養 費	医療費(保険適用分)の自己負担分	療 養 費	同左
	介護保険法の適用を受ける医療系サービスの利用者負担分		同左
はり・きゅう施術費及び温泉療養費	保険適用外のはり・きゅう施術費、温泉療養費 合計で1月当たり7,500円以内	はり・きゅう施術費及び温泉療養費	同左
療 養 手 当	医療等のサービスを受けた場合 入院 月額23,500円 通院 月1回以上 70歳以上 月額21,200円 70歳未満 月額17,200円	療 養 手 当 (注)該当者のみ	医療等のサービスを受けた場合 入院 月額17,700円 通院 月1回以上 70歳以上 月額15,900円 70歳未満 月額12,900円
			離島手当 月額1,000円

また、国や県の支援を受けて、「社会福祉法人さかえの杜(ほっとはうす)」や「NPO法人水俣病協働センター(遠見の家、ほたるの家)」等が在宅での身体介護や家事援助・生きがいづくり・外出支援サービスなど、様々な取組みを行っています。

国、熊本県では、水俣市による、患者が家族と共に暮らせる家族棟や、社会福祉法人さかえの杜(ほっとはうす)による、ケアホーム建設を支援し、住まいの確保も図っています。

さらに、①関係市町での水俣病相談窓口の設置 ②水俣病患者が居住する離島において、メチル水銀の曝露を原因とする神経症状の緩和や運動機能を維持するためのリハビリテーションなどを行なっています。



水俣市立明水園



社会福祉法人さかえの杜(ほっとはうす)

人権(差別)問題に関する対策

水俣病に係る人権問題は、水俣地域内で患者本人やその家族に向けられた差別や偏見と、地域外から水俣市民や水俣地域そのものに向けられた差別や偏見、風評被害とがあります。

地域内での問題は、当初、水俣病の原因がなかなか判らず、伝染病と疑われた患者が隔離されたことなどにより、患者本人やその家族が差別を受けるといったものでした。その後、原因がチッソからの排水に含まれるメチル水銀に汚染された魚介類の摂取にあることが分かりました。しかし、地元経済を支えてきたチッソと関わる人の中には、「補償金支払の増加によりチッソが経営困難になると失業するのではないか。」「お客が減って商売がうまくいなくなるのではないか。」といった不安を抱き、「補償金目当ての偽患者ではないか。」といった偏見等から、患者と住民との間で対立が生じました。こうして、地域社会の信頼関係を崩壊させる深刻な心理的分断やいがみあいが生まれました。

また、水俣地域の外からも、水俣病は伝染病や遺伝性の疾患、風土病ではないかという誤解によって、水俣市民が結婚や就職を拒まれるといった偏見・差別を受けたり、水俣産のものが売れなくなるといった風評被害が発生し、市民が胸を張って出身地を言えないような状況が見られました。

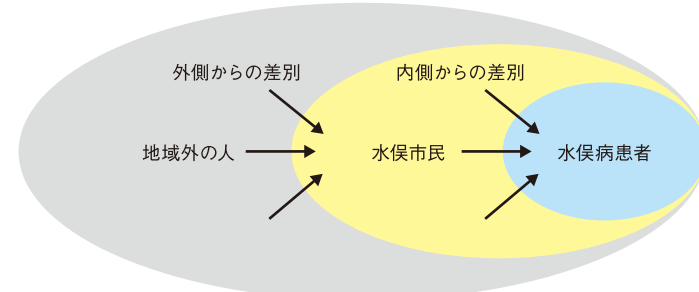
このような地域社会を根幹から揺るがす人権問題に対して、水俣市では、熊本県の強力な支援を得ながら、様々な話し合いやイベントを通じて、それぞれの立場の市民がお互いを尊重し合い、断ち切られた人間関係を取り戻すための「もやい直し*」をすすめてきました。

そのための場所として造られたのが「もやい直しセンター」です。「芦北町もやい直しセンター『きずなの里』」、「水俣市総合もやい直しセンター『もやい館』」、「水俣市南部もやい直しセンター『おれんじ館』」が、水俣病解決策の一環として国からの補助を受け、1996年から1998年にかけて建設されました。その後、2010年に天草市御所浦町の「いさな館」、2012年に芦北町の「ゆめもやい」も国と熊本県の補助を受け建設されました。これらのセンターは、地域の絆の修復を図る交流の場や福祉サービスの拠点として活用されています。

こうした「もやい直し」の一方、今もなお、地域内外での水俣病患者や市民に対する差別発言は無くなっていません。このため、国、熊本県、水俣市では、水俣病資料館(1993年開館)や熊本県環境センター(1992年開館)等を中心に、水俣病についての情報発信や身近な環境を守る活動を学べる機会づくりに力を入れています。その一環として、資料館では、水俣病患者の方々から自らの辛い体験を語り部として伝えています。この他、水俣病患者の方々、県の要請等によりいろいろな場所で水俣病について話をしています。また、県内全ての小学5年生が水俣市を訪れ、水俣病を学んでいます。こうした取り組みを通じて、水俣病についての事実や教訓を地域内外へと伝えています。

*「もやい直し」とは…
「もやい」とは、もともと船をつないだり、人と人が支え合い一緒に何かをすることを指す。その絆を結び直すことを「もやい直し」と呼ぶことから、水俣地域では、水俣病により壊れてしまった人間関係、人間と自然の関係修復にこの言葉を使っている。

【人権(差別)問題の構造】



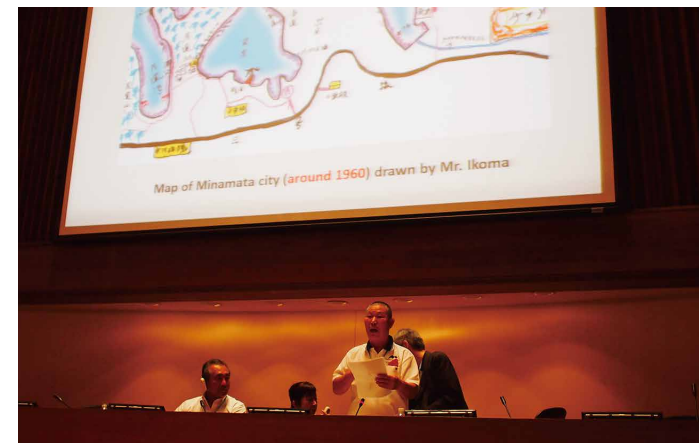
出典:「水俣病Q&A」水俣市立水俣病資料館



水俣市総合もやい直しセンター「もやい館」(水俣市提供)



水俣市立水俣病資料館(水俣市立水俣病資料館提供)



海外で自らの水俣病について語る水俣病患者の方



水俣市提供

再生

地域の再生と融和(もやい直し)の促進



舟と舟をつないで漁をするもやい船

水俣病は、公害の原因企業が地域経済を支えるという、いわゆる企業城下町で起きたことが、被害者への差別や偏見、住民間の軋轢、地域の疲弊を深刻化させた一因となりました。これを克服するため、熊本県と水俣市では、「水俣・芦北地域振興計画」のもと、1990年から地域社会の絆を取り戻し地域再生を図るための「もやい直し」を進めました。

国・熊本県・水俣市・芦北町・天草市(御所浦町)では、地域住民の絆を修復し、交流や福祉サービスの拠点となる「もやい直しセンター」を建設しました。また、地域の連帯を強めるとともに、水俣病の経験と教訓を国内外に伝える事業も市民と協働で実施しています。

水俣病公式確認50年にあたる2006年には、国・地方公共団体・水俣病関連団体・住民等が一体となって実行委員会を組織し、水俣病犠牲者慰霊式や、教訓を後世に伝えるためのジンプジウム、水俣病写真パネル展の開催、50周年誌制作等を行いました。

その後も、下記のような取り組みを通じて「もやい直し」をさらに促進しています。

- ① 水俣病犠牲者慰霊式や火のまつりなど水俣病犠牲者の慰霊事業
- ② 新潟・水俣両地域の子ども達や水俣病被害者の交流事業
- ③ 官民一体となって実施する環境学習のプログラム作成と実践、みなまた環境大学短期セミナーなど、水俣病問題の伝承や環境保全活動に取り組む人材育成のための講座開催、水俣病資料館の施設整備等環境学習の推進事業
- ④ 水俣病発生地域の子ども達が、水俣病の実状や経験を踏まえた環境保全活動等の学習を行い、国内外に語り継ぐ事業
- ⑤ 環境に関する先進的な取り組みとして、水俣病発生地域全体を環境フィールドミュージアム化し、修学旅行を誘致するなどして国内外に発信する事業



水俣病慰霊の碑
公式確認50年の年に建立。水俣病慰霊の碑には「不知火の海に在るすべての御霊よ二度とこの悲劇は繰り返しません 安らかに眠ってください」と刻まれている。



エコパーク水俣の親水護岸で説明を受ける修学旅行生

世界に誇れる環境都市づくり

安全で美しい自然環境を取り戻した水俣市は、「水俣病」という負の遺産をプラスの遺産に価値転換し、官民一体となって未来へつなげる環境都市づくりを進めています。

環境モデル都市づくり

水俣市は、1992年、水俣病のような悲惨な公害を二度と繰り返してはならないという強い決意のもと、市民の行動指針となる「環境モデル都市づくり」を日本で初めて宣言しました。これに基づき、行政と市民が一体となった各種取組みを推進した結果、独自の環境保全型まちづくりのスタイルが国内外から注目を浴び、多くの視察者が訪れています。また、2012年には日本で唯一の環境首都の称号を得ました。公害で苦しんだ地域が180度方向転換した「環境モデル都市づくり」は、いま新たな世界のモデルケースとなり始めています。



エコパーク水俣の親水護岸

● **ゴミの分別収集・リサイクル・減量化**
水俣市では、家庭ごみの減量・資源化を図るため、地域社会や学校が協力し24種類に徹底した分別収集を1993年から行っています。今後もさらにリサイクルと減量化を進め、廃棄物ゼロ社会を目指すための仕組みづくりを行います。



● 「地区環境協定」締結の支援

地域住民が自分たちの生活環境を保全していくため、環境に関する生活ルールを決める「地区環境協定」の締結を支援しています。

● 村まるごと生活博物館

環境と共生した生活が残る4地区(頭石・大川・久木野・越木場)を、「村まるごと生活博物館」に指定し、地区の生活を調べ案内する「生活学芸員」と物づくりの「生活職人」を認定しています。

● エコショップ認定制度

省資源・ごみ減量など環境に配慮した店づくりをしている店舗を「エコショップ」として認定しています。1999年からスタートし、2013年までに17店舗(稼働しているのは13店舗)が認定を受けています。

● 市役所のISO14001認証取得から自己宣言へ

水俣市は、1999年、市役所の事業活動やサービスにおける環境保全と改善を実施・維持するための環境マネジメントシステムについて、国際規格ISO14001の認証を取得しました。さらに2003年、取り組みを充実させる自己宣言を行い、市民の監査を受けることにしました。

● 「学校版ISO」・「家庭版ISO」の実施

水俣市が取得したISO14001の手法をもとに、それぞれの行動目標を掲げ環境に配慮した取り組みを行っている小中学校を市長が認証し、また家庭版ISOも実施するなど環境に良い学校づくり、暮らしづくりを進めています。

● ビオトープの創造

自然環境を保全し、その周りの人々の暮らしと共存することを目的として「生物が生息する場所=ビオトープ」の整備を1998年から行っています。

● 環境マイスター認定制度

有機無農薬や自然素材の利用等、環境や健康に配慮した物づくりを進める人たちを「環境マイスター」として認定しています。現在、紙漉き職人やお茶づくり、米づくりなどに取り組む33名が活動しています。



● 水銀に関する水俣条約外交会議

2013年10月、「水銀に関する水俣条約外交会議」(国連環境計画=UNEP主催)が熊本市及び水俣市で開催されました。60カ国以上の閣僚級を含む139カ国・地域の政府、国際機関、NGO等の関係者1,000人以上が出席したこの会議で、蒲島熊本県知事は、水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を発表しました。「水俣条約」は全会一致で採択され、今後50カ国以上の批准を経て発効されます。



次世代に伝える水俣病の教訓と水銀フリー宣言

水俣病を経験した私たちは、命と健康の尊さや、一度破壊してしまった環境を取り戻すことの困難さなど、忘れてはならない教訓を、これからも世界に発信し続けます。

同時に、悲惨な公害の原因となる水銀の使用を規制する「水俣条約」の一日も早い発効を後押しするため、世界に率先して「水銀フリー」を宣言し、水銀に頼らない社会の実現を進めます。

また、水俣病の被害者となった全ての方々に寄り添いながら、被害地域の方々がお互いに融和し合い、より豊かで活気ある社会をつくれるよう支援を続けていきます。

水俣病に象徴される水銀汚染の問題は、決して、水俣地域だから、あるいは日本の特殊な時代だから起きたことではありません。どの国でも、いつの時代でも、水銀を使い続ける限り起こりうる問題です。

環境と共生しながら、いかに生きていくか。過去の苦い経験を無駄にせず、真剣にその課題と向き合い「環境モデル都市」としての道を選んだ水俣市。半世紀以上にわたる苦悩と経験の全てが、水銀に係る世界中の人々の指標となることを願ってやみません。

水俣病の教訓

1. 人命・健康・環境を守る

水俣病は、経済発展を優先し、人の命や健康、環境を軽視するという過ちを犯したことにより発生しました。第二次世界大戦後の高度経済成長期には、日本各地で様々な公害が発生しました。その結果、政府は国民の信頼を失い、環境の修復等に莫大な費用を費やしました。経済偏重に陥った時、人の命や健康、環境を犠牲にする悲惨な公害は、私たちの暮らしに忍び込んで来ます。

2. 公害は未然に防ぐ

一度失われた人命は二度と取り戻すことができません。破壊してしまった自然環境を復元することも極めて困難です。公害が発生するまで、水俣市には豊かな自然環境の中で、人々が支え合って暮らす魅力的な漁村がありました。そんな穏やかで温かな地域を、水俣病は壊してしまいました。「公害は起きてから対応を考えるのではなく、起きる前に防ぐ。」、その意識を、誰もが忘れずに持ち続けることが必要です。

3. 公害発生時には迅速に被害の拡大を防ぐ

水俣病の被害がここまで甚大になってしまった要因の一つが、初期対応の遅れです。公害が発生した時点で、速やかに徹底して原因究明を行い、正しい判断と迅速な対応を行う必要があります。水俣病の被害拡大を防げなかった行政の責任は、多くの被害者の方々の訴えによって司法の場で厳しく問われました。公害は起こさないことが一番大切ですが、もし起きてしまったら、できる限り早い原因の究明と適切な対策を講じ、被害拡大を防ぐことが重要です。

4. 一人ひとりが環境を守る意識を持って行動する

水俣病はメチル水銀が含まれる工場排水が海へ流されたことで発生しましたが、私たちが日々の暮らしの中で環境を汚している可能性があります。生活排水は川や海へと流れ、毎日排出するゴミは焼却や埋め立てにより環境に負荷をかけ続けています。公害は、消費者の動向と無縁ではありません。私たち一人ひとりが、環境を守る意識を持ち、行動することが必要です。

5. 正しい知識を持ち差別や偏見をなくす

公害による健康被害は人の身体を蝕みますが、差別や偏見は人の心や尊厳を傷つけ、地域社会の信頼関係を壊します。水俣病は、当初原因が正しく理解されなかったことなどから、被害者やその家族の方々の人権が著しく傷つけられました。また、加害者と被害者が同じ地域で暮らしていたことから、地域社会は分断されてしまいました。差別や偏見をなくすには、正しい知識を持ち、相手の立場に立って考えてみる大切が必要です。

熊本県 環境生活部・水俣病保健課

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号(熊本県庁行政棟新館5階)

tel.096-333-2304 fax.096-382-3296 <http://www.pref.kumamoto.jp/>

発行 者：熊本県
所 属：水俣病保健課
発行年度：平成26年度